



# ドイツ国内登録簿に登録された特許権などのライセンス料源泉税を巡る問題

## - ドイツ連邦議会による税制改正案の可決 -

2022年12月2日、ドイツ連邦議会により2023年税制改正案が可決されました(参考:12月16日にドイツ連邦参議院にて審議され、最終的に可決されます)。ドイツ登録特許権等に係るドイツ非居住者間のライセンス料の支払いに係るドイツ源泉税課税についても、法改正が導入されていますが、[2022年7月28日の税制改正案](#)から一部変更されています。本稿では、可決された税制改正案について解説します。

### 2022年12月2日に可決された税制改正案の内容

1. 使用許諾の対価として第三者に対して支払われるライセンス料および知的財産権等の譲渡に係るキャピタルゲイン(以下、ライセンス料等)

原則として、将来的にも(遡及的にも)ドイツ所得税法第49条に基づく課税の対象から除外されます。

ただし、2022年1月1日以降に、タックスヘイブン防止法に規定する国・地域<sup>1</sup>に所在する法人に支払われるライセンス料等については、タックスヘイブン防止法第10条に基づき課税の対象となります。

2. 使用許諾の対価として関連者<sup>2</sup>に対して支払われるライセンス料等

#### (1) 2022年12月31日までに支払われるライセンス料等

ドイツ外国税法第1条第2項に定める関連者<sup>2</sup>間で支払われるライセンス料等については、ドイツ所得税法第49条に基づく課税の対象となります。

#### (2) 2023年1月1日以降に支払われるライセンス料等

以下のいずれかに該当する場合には、ドイツ所得税法第49条に基づく課税の対象となります。

- a) ライセンス料等を受領する法人が所在する国とドイツとの間に租税条約がない
- b) ライセンス料等を受領する法人が所在する国とドイツとの間に租税条約があったとしても、その法人が、[ドイツ所得税法第50d条第3項に](#)

<sup>1</sup> 2022年12月中旬に予定されている法案改正に基づく、いわゆるタックスヘイブン国とは、米領サモア、アンギラ、バハマ、フィジー、グアム、パラオ、パナマ、サモア、トリニダード・トバゴ、タークス・カイコス諸島、米バージン諸島およびバヌアツとなる見込みです。

<sup>2</sup> 原則として、25%以上の出資関係のある法人等が該当します。

**定める租税条約濫用防止規定に定める要件**を満たさず、租税条約の恩恵を受けることができない

(3) 2022年1月1日以降に、タックスヘイブン防止法に規定する国・地域に所在する法人に支払われるライセンス料等

タックスヘイブン防止法第10条に基づき課税の対象となります。

## 2022年7月28日に公表された税制改正案との相違点

2022年7月28日に公表された税制改正案と比較すると、2022年12月31日までに支払われるライセンス料等の取り扱いについては同様ですが、2023年1月1日以降に支払われるライセンス料等のうち、関連者に対するものについて課税対象が拡大されています。

当初案では、2023年1月1日以降は、タックスヘイブン所在法人の場合を除き、本課税はもはや適用されることが見込まれていましたが、可決された法案では、関連者との取引のうち、租税条約がない国に所在している法人、またはライセンス料等を受領する法人が所在する国とドイツとの間の租税条約の恩恵を受けられない法人については、引き続き課税の対象となることを見込まれます。

2021年12月31日までに支払われるライセンス料等	2022年1月1日から2022年12月31日までに支払われるライセンス料等	2023年1月1日以降に支払われるライセンス料等
<p>関連者に対して支払われるライセンス料等: 課税の対象となる(所得税法第49条が適用)</p> <p>非関連者に対して支払われるライセンス料等: 課税の対象とならない</p>	<p>関連者に対して支払われるライセンス料等: 課税の対象となる(所得税法第49条が適用)</p> <p>非関連者に対して支払われるライセンス料等: タックスヘイブン防止法に定める国・地域に所在する法人に対する支払いのみ課税の対象となる(タックスヘイブン防止法が適用)</p>	<p>関連者に対して支払われるライセンス料等: 以下に掲げる場合は課税の対象となる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ライセンス料等を受領する法人が所在する国とドイツとの間に租税条約がない</li> <li>ライセンス料等を受領する法人が所在する国とドイツとの間に租税条約があったとしても、租税条約濫用防止規定に定める要件を満たさず、租税条約の恩恵を受けることができない</li> <li>タックスヘイブン防止法に定める国・地域に所在する法人に対する支払い(非関連者に対する支払いも同様)</li> </ul>

## ポイント

2023年1月1日以降の支払のうち、関連者に対する支払いのうち一部のケースが課税の対象となるため、例えば、以下のような場合については留意する必要があります。

### 具体例

外国子法人がドイツ国内登録簿に登録された特許権を有し、関連者に当該特許を使用許諾してライセンス料を収受している、または、当該特許を関連者に譲渡した。

### 推奨アクション

- その外国子法人の所在国とドイツとの間の租税条約の有無の確認
- その外国子法人がドイツの租税条約濫用防止規定に定める要件を充足するか確認

日本法人(上場企業)がライセンス料を収受する場合、ドイツの租税条約濫用防止規定に抵触する可能性は限定的と考えますが、非上場企業の場合にはその適格性に疑義が生じることがあることから、その適格性について確認することが推奨されます。

なお、2022年12月31日までに関連者から受け取るライセンス料等については、租税条約の適用があったとしても、所定の手続き(簡易税務手続き)を行わない限りは課税の対象となります。簡易税務手続きの期限は2023年6月30日までとなりますが、ドイツ税務当局の処理状況を鑑みるに、処理までに時間を要する可能性が高いことから、まだ手続きを行っていない場合には、早急に手続きを進めることを推奨いたします。

### 参考

本稿に関する英語版の Newsflash は[こちら](#)をご参照ください。

制度の詳細(日本語)については[こちら](#)をご参照ください。

2022年7月28日付の税制改正案に関する解説(日本語)については[こちら](#)をご参照ください。

ドイツ租税条約濫用防止規定に関する解説(日本語)については[こちら](#)をご参照ください。

### 連絡先



**Yukiko Kono 河野 由紀子**  
Manager, Japanese Business Network  
(JBN) ドイツ税理士

Moskauer Str. 19  
40227 Düsseldorf, Germany

+49 (0)211 981 1633  
yukiko.kono@pwc.com



**Shuhei Atsuchi 厚地 崇兵**  
Manager, Japanese Business Network  
(JBN)

Moskauer Str. 19  
40227 Düsseldorf, Germany

+49 (0)151 4328 2213  
shuhei.a.atsuchi@pwc.com

## Japanese Business Network (JBN) について

PwCドイツの Japanese Business Network (JBN) は、監査・税務・法務・M&A・コンサルティングなどのあらゆる分野において、ドイツに進出している日系企業をテーラーメイドで支援いたします。組織再編、移転価格、VAT など専門性が求められる分野においても、深い知識と経験を有する日本人専門家が、ドイツ人専門家と二人三脚で皆様の成長を支援いたします。

JBN の Webseite はこちらから: [Japanese Business Network \(JBN\)](#)

ドイツ税務 & 法務アップデートはこちらから: [Japanese Business Network \(JBN\) Newsflash](#)

本稿は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本稿の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本稿に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも) 表明あるいは保証するものではありません。また、本稿に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、PricewaterhouseCoopers GmbH Wirtschaftsprüfungsgesellschaft、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2022 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.